

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 審判制度等の廃止

一 審判官を廃止すること。
(旧第三十五条第三項及び第七項から第九項まで関係)

二 審判制度に係る規定を廃止すること。

(旧第五十二条から第六十八条まで、第七十条の二から第七十条

の四まで、第七十条の六、第七十条の七及び第七十条の十五関係)

三 審決の取消しの訴えは、審決がその効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならないとする規定を廃止すること。
(旧第七十七条関係)

四 審決の取消しの訴えに係る訴訟については、公正取引委員会の認定した事実を、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束するとする規定を廃止すること。
(旧第八十条関係)

五 当事者は、裁判所に対し、公正取引委員会が認定した事実に関する証拠の申出をする場合には、公正取引委員会が正当な理由がなくて当該証拠を採用しなかった場合等に該当することを理由とするものであることを要するとする規定を廃止すること。
(旧第八十一条関係)

第二 排除措置命令等に係る意見聴取のための手続等の整備

一 排除措置命令に係る意見聴取のための手続の整備

1 排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名あて人となるべき者について、意見聴取を行わなければならないこととする。 (第四十九条関係)

2 意見聴取を行うに当たっては、意見聴取を行うべき期日までに相当な期間において、排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、予定される排除措置命令の内容等を書面により通知しなければならないこととする。 (第五十条関係)

3 2の通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができることとする。 (第五十一条関係)

4 当事者は、当該意見聴取に係る事件について公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧又は謄写(謄写については、当該証拠のうち、当該当事者若しくはその従業員が提出したもの又は当該当事者若しくはその従業員の供述を録取したものととして公正取引委員会規則で定めるものの謄写に限る。)を求めることができることとする。 (第五十二条関係)

5 意見聴取は、公正取引委員会が事件ごとに指定するその職員（以下「指定職員」という。）が主宰することとする。 （第五十三条関係）

6 指定職員は、当該意見聴取に係る事件について第四十七条第二項の規定により指定された審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事した職員（7において「審査官等」という。）に、予定される排除措置命令の内容等を意見聴取の期日に出頭した当事者に対し説明させなければならないこととする。 （第五十四条第一項関係）

7 当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の許可を得て審査官等に対し質問を発することができることとする。 （第五十四条第二項関係）

8 当事者は、意見聴取の期日への出頭に代えて、指定職員に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠を提出することができることとする。 （第五十五条関係）

9 指定職員は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述等の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、当事者の陳述の要旨を明らかにしておかなければならないこととする。 （第五十八条第一項関係）

10 指定職員は、意見聴取の終結後速やかに、当該意見聴取に係る事件の論点を整理し、当該整理された論点を記載した報告書を作成し、9の調書とともに公正取引委員会に提出しなければならないこととする。

(第五十八条第四項関係)

11 公正取引委員会は、排除措置命令に係る議決をするときは、9の調書及び10の報告書の内容を十分に参酌してしなければならないこととする。

(第六十条関係)

二 納付命令に係る意見聴取のための手続等の整備

1 課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を発する日から七月を経過した日とすること。

(第六十二条第三項関係)

2 納付命令をしようとするときは、当該納付命令の名あて人となるべき者について、意見聴取を行わなければならないこととし、その手続については、排除措置命令に関する規定を準用すること。

(第六十二条第四項関係)

三 競争回復措置命令に係る意見聴取のための手続等の整備

1 独占的状态があると認める場合に審判開始決定を行うことができるとする規定を廃止し、競争回復

措置命令を行うこととする。

(第六十四条第一項関係)

2 競争回復措置命令をしようとするときは、当該競争回復措置命令の名あて人となるべき者について、意見聴取を行わなければならないこととし、その手続については、排除措置命令に関する規定を準用すること。

(第六十四条第四項関係)

3 公正取引委員会は、競争回復措置命令の名あて人となるべき者に対し意見聴取に係る通知をしようとするときは、当該事業者の営む事業に係る主務大臣に協議し、かつ、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならないこととする。

(第六十四条第五項関係)

第三 排除措置命令等に係る訴訟手続の整備

一 審決に係る抗告訴訟の第一審裁判権は東京高等裁判所に属するとする規定を廃止し、排除措置命令等に係る抗告訴訟等は、東京地方裁判所の専属管轄とすること。

(第八十五条関係)

二 東京地方裁判所は、排除措置命令等に係る抗告訴訟等については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をすることとする。

(第八十六条第一項関係)

三 二にかかわらず、東京地方裁判所は、排除措置命令等に係る抗告訴訟等について、五人の裁判官の合

議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができることとする。

(第八十六条第二項関係)

四 東京地方裁判所がした排除措置命令等に係る抗告訴訟等についての終局判決に対する控訴等が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴等に係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体でできることとする。

(第八十七条関係)

五 排除措置命令等に係る抗告訴訟については、国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第六条の規定を適用しないこととする。

(第八十八条関係)

第四 罰則規定の見直し

審判制度に係る罰則規定について所要の整備を行うこと。

(旧第九十二条の二、第九十四条及び第九十四条の二関係)

第五 その他

一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

二 公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整

合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

三 中小企業庁設置法その他の関係法律について所要の規定の整備を行うこと。